

群馬県優良県産品推奨申請等の注意事項

過去の申請時に質問の多かった内容についてまとめましたので、御確認ください。

1 申請について

(1) 申請は1業者3商品までです。

ただし、同一商品で個数、味の違う商品は原則1商品とします。

例)	1	●●菓子 (チョコ、バニラ、抹茶)	}	3商品と見なす
	2	●●クッキー (10個入り、15個入り)		
	3	●●茶 (5g、10g)		

このような場合は申請書は3枚で結構ですが、量目欄や使用材料の構成欄等には全ての種類を記載する必要があります。書ききれない場合には個数や味の違う商品ごとに申請書を1枚ずつ分けて作成しても構いません。(別紙記入例参照)

2 搬入等について

(1) 審査会：令和3年9月7日(火) 10:00~16:00 (予定)

(2) 搬入場所：群馬県庁28階281会議室

(3) 搬入時間

9月6日(月) 13:00~14:30 (1班)

14:30~16:00 (2班)

上記の2班に分かれて搬入時間を設ける予定です。応募をとりまとめ、市町村別に時間を指定し、2週間前までに別途御連絡いたしますので、御承知おきください。

お弁当類、要冷蔵品は

全て審査会当日9月7日(火) 9:30厳守で搬入をお願いします。

(4) 搬入方法

中身が見える状態で展示をします。包装紙、表示部分は販売する形態で別途持ってきていただき、中身は見えるように置いてください。

◎箱申請なら箱入りで持ってきてください。(箱にある食品表示も提出)

◎申請商品は原則全てご持参ください。

ただし、同一商品で個数のみ違う場合は、代表を1つ御持参いただくので結構です。(例 ●●菓子 5個、10個、15個とある場合はどれか1つの詰め合わせでOK)

同一商品で味の違う物は成分が違うため、表示審査を全て行う必要がありますので、全てご持参いただく必要があることに注意してください。

(例 ●●菓子 (チョコ、バニラ、抹茶))

(5) 搬出

- ・ 民芸品の搬出は、9月10日（金）の14：30～16：00にお願いします。
- ・ 食品類は、原則として県から福祉施設へ寄贈させていただきます。

よくある質問

Q 1 箱詰め合わせ商品として販売している場合は申請はどうなりますか？

A 1 同一内容の箱詰め商品は個数が違っていても1商品です。

箱で詰め合わせ商品として販売している場合は、箱詰め商品が1つの商品と見なします。

ただし例Aの場合は詰め合わせ内容が同一商品で個数のみが違うため、1商品と見なします。

- 例A) 1 ●●菓子詰め合わせ（5）（チョコ1袋、クッキー1袋、芋焼き菓子3個）
2 ●●菓子詰め合わせ（10）（チョコ2袋、クッキー2袋、芋焼き菓子6個）
1商品

しかし、例Bのような場合は詰め合わせの内容が違うため、別商品として見なします。

- 例B) 1 ●●菓子詰め合わせa（チョコ1袋、クッキー1袋、芋焼き菓子3個）
2 ●●菓子詰め合わせb（チョコ1袋、カスター2つ、芋焼き菓子3個）
2商品

Q 2 加工を県外の業者へ依頼し、企画・販売のみを県内の自社で行っている商品は申請できますか？

A 2 要綱第3条（商品の企画等を指示し製造を委託している県内の販売業者）の規定により、製造業者でなくても企画・販売を行っている県内の販売業者であれば申請をすることができます。しかし、要綱第2条（県内で生産又は主たる加工がなされたものであること）の規程により、県外の業者へ加工を依頼しているということであれば、その商品は対象外となります。